

十勝圏複合事務組合格約

昭和44年7月14日
地方第1236号指令

改正の沿革

昭和45年許可地方第1904号、昭和45年許可地方第308号、
昭和53年十振興第185号指令、昭和54年十振興第122号指令、
平成元年十振興第1601-1号指令、平成4年十振興第1529-5号指令、
平成7年十振興第1867-1号指令、平成9年十振興第1888-3号指令、
平成11年十振興第2310-2号指令、平成14年十振興第1576-1号指令、
平成18年十地政第4755号指令、平成18年十地政第1482号指令、
平成18年十地政第2708号指令、平成19年十地政第3648号指令、
平成27年十地政第4688号指令

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、十勝広域市町村圏の総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の推進に関する事務、看護師を養成するため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する養成所として設置する高等看護学院の設置・管理に関する事務、教育に関する研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関として設置する教育研修センターの設置・管理に関する事務並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税（個人の道民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条に規定する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務を共同で処理することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、十勝圏複合事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第3条 この組合は、次の市町村をもって組織する。

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、
更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

(組合の共同処理する事務)

第4条 この組合は、次の事務を共同処理するものとする。

- (1) 十勝広域市町村圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務
- (2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務
- (3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務
- (4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務

(組合事務所の位置)

第5条 この組合の事務所は、帯広市役所内におく。

第2章 組合議会

(組合議会の組織及び議員の選挙)

第6条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、38人とする。

2 組合議員は、組合を組織する各市町村（以下「各市町村」という。）の長並びに各市町村の議会において互選した者とし、その定数区分は、次のとおりとする。

帯広市2人、音更町2人、士幌町2人、上士幌町2人、鹿追町2人、新得町2人、清水町2人、芽室町2人、中札内村2人、更別村2人、大樹町2人、広尾町2人、幕別町2人、池田町2人、豊頃町2人、本別町2人、足寄町2人、陸別町2人、浦幌町2人

3 第8条第2項第1号の規定により、市町村長が組合議員でなくなった場合は、その市町村の議会議員のうちから互選する。

(議長、副議長)

第7条 組合は、議員の中から議長、副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、各市町村の長又は各市町村の議会議員の任期による。

2 組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。

(1) 市町村長であるものが、第10条第1項の規定により、組合長に選任されたとき。

(2) 各市町村の長又は議会議員でなくなったとき。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する市町村において直ちに欠員の組合議員を互選しなければならない。

(議会の事務局)

第8条の2 組合の議会に事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

第3章 組合の執行機関

(組織)

第9条 この組合に次の役職員を置く。

組合長	1	人
副組合長	1	人
会計管理者	1	人
書記	若干	人

(選任)

第10条 組合長は、組合議会において各市町村長のうちから選挙する。

- 2 副組合長は、組合長の属する市町村の副市町村長をもって充てる。ただし、組合長の属する市町村が副市町村長を置いていない場合は、組合長が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 会計管理者及び書記は、組合長がこれを任免する。

(任期)

第11条 組合長及び副組合長の任期は、各市町村の長及び副市町村長の任期による。ただし、前条第2項ただし書の規定により選任された副組合長の任期は4年とする。

(監査委員)

第12条 この組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。

(監査委員の事務局)

第12条の2 組合の監査委員に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置く。

(教育委員会)

第13条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により教育委員会を置く。

- 2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

第4章 組合の経費

(経費の分賦)

第14条 組合の経費は、次により各市町村に分賦する。

- (1) 第4条第1号に関する経費 均等割20%、人口割80%
- (2) 高等看護学院の改築に伴う経費 帯広市70%、音更町ほか17町村30%（この分賦は、

均等割25%、人口割75%とする。)

(3) 高等看護学院の平常運営に伴う経費 帯広市70%、音更町ほか17町村30% (この分賦は、均等割25%、人口割75%とする。)

(4) 教育研修センターの平常運営に伴う経費 均等割30%、基準財政需要額割40%、児童生徒数割30%

(5) 十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費 均等割額、引継件数割額及び徴収実績割額とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。

(分賦金の納付)

第15条 前条の分賦金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。

(基金)

第16条 第4条第1号の事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金の出資額については、別表のとおりとする。

3 基金のうち各市町村の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

4 組合が解散したときは、基金は第2項の出資額により各市町村に帰属する。

附 則(昭和44年7月14日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和47年2月15日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和53年11月27日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和54年8月1日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成元年11月24日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成4年3月10日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成6年2月1日)

1 この規約は、平成6年2月1日から施行する。

2 平成6年度の高等看護学院の改築に伴う用地取得費の支弁は、第14条第2号の規定にかかわらず、帯広市が負担する。

附 則(平成7年2月20日)

1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

2 組合は、平成7年3月31日をもって解散する十勝教育研修センター組合の事務を承継する。

3 平成6年度の十勝教育研修センターの移転改築費の支弁は、幕別町が2分の1を負担し、他の2分の1については幕別町を除く組合市町村が、第14条第4号に定める割合を負担する。

附 則（平成9年2月4日）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月27日）

1 この規約は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成10年度償還分から適用する。

2 新十勝圏伝染病棟建設事業の平成9年度債の起債償還に係る経費は、この規約による改正前の十勝圏複合事務組規約第14条の規定にかかわらず、帯広市が負担する。

3 施行日以後における伝染病隔離病舎に係る平成10年度分までの予防費負担金事務については、この規約による改正後の十勝圏複合事務組規約（以下「新規約」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 伝染病隔離病舎の解体に要する経費の支弁については、新規約第14条の規定にかかわらず、人口割とする。

附 則（平成12年9月4日）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月21日）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年1月16日）

1 この規約は、平成18年2月6日から施行する。

2 平成17年度に係る各市町村の分賦金については、この規約による改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月11日）

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 平成18年度における十勝市町村税滞納整理機構の設置に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の割合は、均等割20%、人口割80%とする。

3 平成19年度及び平成20年度における十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の額は、第14条第5号の規定にかかわらず、均等割額及び引継件数割額とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。

附 則（平成18年10月18日）

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前の第1条の規定により置かれた保健学科（高等看護学院のうち保健師を養成するものをいう。）は、改正後の第1条の規定にかかわらず、この規約の施行の際現に当該学科に在学している者が在学しなくなるまでの間（平成22年3月31日までに限る。）、なお存続するものとする。

附 則（平成19年1月22日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日）

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

基金の出資額

（単位 千円）

市町村	出資額	市町村	出資額
帯広市	333,720	大樹町	25,560
音更町	76,680	広尾町	31,320
士幌町	22,680	幕別町	64,800
上士幌町	22,680	池田町	31,320
鹿追町	21,960	豊頃町	19,800
新得町	27,000	本別町	34,200
清水町	35,640	足寄町	32,040
芽室町	42,120	陸別町	17,640
中札内村	16,920	浦幌町	27,720
更別村	16,200		